

[全国地方銀行協会／第二地方銀行協会]

1. サイバーセキュリティ対策の強化について

- サイバーセキュリティ対策の実効性強化に向けて申し上げる。9月6日、「サイバーセキュリティ管理態勢の強化について」という文書を発信し、地域銀行に対して、脆弱性診断の実施等を要請したところ。
本要請は、あくまで地域銀行全体の底上げを狙いとしたものであり、既にこうした取組みを実施済であることを確認した銀行は、要請事項の充足に満足することなく、規模・特性を踏まえ、サイバーセキュリティ対策のより一層の強化に取り組んで欲しい。

2. 顧客本位の業務運営の浸透・定着について

- 金融庁では本年8月28日に「投資信託等の販売会社における顧客本位の業務運営のモニタリング結果について」を公表した。注目すべき点として、銀行において、投資信託の販売額は大幅に減少している一方、外貨建一時払い保険の販売額は急激に増加している。
販売会社においては、外貨建保険の販売額が急増するなか、本来の顧客ニーズに見合った販売となっているかといった適合性の検証のほか、外貨建債券や投資信託等の類似商品とリスク・コスト・リターン等の比較を行うことにより商品の特性をわかりやすく説明すること、販売後においても顧客の運用損益等の情報提供を充実することなどが求められる。
- 地域における資産形成に向けた取組みが進展するためには、地域金融機関が果たすべき役割は大きいと考えており、今事務年度の方針として、それぞれの業界が抱える顧客属性等を踏まえたふさわしい商品選定や販売方法などの在り方について金融機関と議論を行ってまいりたい。

3. 金融機関のITガバナンスに関する対話に向けた情報収集

- 本年6月、「金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理」を公表した。
- 本年9月頃、金融機関の規模・特性等を踏まえたITガバナンスの取

組み状況を把握し、対話することを目的にアンケート調査を行う予定のため、ご協力をお願いしたい。

4. 令和元事務年度「実践と方針」の公表について

- 本年8月28日に金融行政における昨事務年度の実績と令和元事務年度の方針を取りまとめ、「金融行政のこれまでの実践と今後の方針」として公表させていただいたところであり、地域金融部分につきご紹介させていただく。
- 地域銀行を巡る経営環境は、低金利環境の継続や人口減少等を背景に、厳しい状況が続いており、地域銀行の決算を見ると、コア業務純益は、貸出利ざやの縮小から低下傾向で推移し、当期純利益も与信関係費用の増加等が加わり、低下傾向にある。特に信用コスト率は、過去の平均と比べて極めて低い水準で推移しているものの、2017年以降は上昇しており、今後の動向を注視していく必要がある。
- 地域金融機関においては、こうした厳しい環境の下でも、持続可能なビジネスモデルを構築して、将来にわたる健全性を確保し、金融仲介機能を十分に発揮していくことが求められる。一つ一つの地域金融機関のおかれた環境、経営理念・経営資源等に応じ、最適なビジネスモデルは異なることから、自らに適したビジネスモデルとは何か、真剣に検討することが重要である。
- 金融庁としては、今事務年度「実践と方針」に記載のとおり、地域金融機関が、確固たる経営理念を確立し、これと整合的な経営戦略・計画を策定して、営業店への浸透も含めて経営理念・戦略を適切に実行し、その実施状況について、評価・進捗管理を行った上で改善策につなげていく必要があると考えており、こうした観点から、各金融機関と、経営理念の下での戦略・計画の実行、PDCAの実践状況等について、対話を実施していく。
- 特に、対話に当たっては、金融機関の経営理念や戦略等の具体化や現場での浸透状況を含む経営の実情・課題をより深く理解し、金融機関との間で互いに認識を共有できるよう、地域金融機関の各階層（経営トップから役員、本部職員、支店長、営業職員）とフラットな関係で対話を行うこととし、金融機関との間で、「心理的安全性」の確保す

ることに努めてまいりたい。

- さらに、地域金融機関が持続可能なビジネスモデルの構築に向けて取組みを進めるためには、金融庁としても、そのための環境整備に取り組む必要があると考えており、こうした観点から、「地域金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築に向けたパッケージ策」を取りまとめ、「実践と方針の重点施策の概要」に掲載させていただいた。
- また、「実践と方針」と同日に、昨年9月に立ち上げた「地域生産性向上支援チーム」や財務局の職員が、地域に入り込んだ実態把握や地域金融機関と行った対話等から得た示唆等について、「金融仲介機能の発揮に向けたプロGRESSレポート」として公表している。

本事務年度においても、同チームにおいては、地域の関係者との対話により情報収集・関係構築を図る取組みを引き続き実施するとともに、その対象地域を全国に拡げていく。

加えて、昨事務年度には、金融庁の若手有志が、地域課題のある現場に飛び込み、課題解決に向けた取組みを行うため「地域課題解決支援チーム」を立ち上げたところ、今事務年度は、こうした取組み組織的に支援するため金融庁として「地域課題解決支援室」を発足させた。財務局とも連携し、地域金融機関等より寄せられた地域課題の相談等に対応していくことで、地域課題の解決、地域経済エコシステムの深化・形成に貢献していきたいと考えている。

5. 東日本大震災事業者再生支援機構の活用について

- 本年8月5日に、自由民主党・公明党より「東日本大震災 復興加速化のための第8次提言～新たな復興の道筋について～」が公表され、その中で、「東日本大震災事業者再生支援機構による二重ローン対策については、支援決定期限である2020年度末までの期間を最大限有効活用し、支援措置の周知を徹底しつつ、できる限り多くの事業者が制度を活用できるよう全力で取り組むこと」とされている。
- これを受け、当機構の支援決定期限である2020年度末までの間、当機構の機能を最大限活用することで被災事業者支援の一層の促進を図るため、協会に対し8月30日付で要請文を発出した。各行においては、当該要請文の趣旨を踏まえ、引き続き、積極的な被災事業者の支援を

お願いします。

(以 上)